

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 業務禁止命令の対象となる使用人

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）で新設された業務禁止命令の対象となる使用人として、営業所又は事務所の業務を統括する者及び停止を命ぜられた業務を統括する者等を定めるものとする。

（第三条の三関係）

第二 密接関係者の範囲の拡大

主務大臣による立入検査等の対象となる密接関係者として、販売業者等の子法人等を追加するものとする。

（第十七条の二関係）

第三 特定継続的役務の追加指定

特定継続的役務として、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うことを追加指定すること。

（別表第四関係）

第四 その他

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正を踏まえた所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この政令は、平成二十九年十二月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この政令の施行に関する所要の経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第四条まで関係)